

千葉県職員等の内部通報に関する要綱
(内部の職員等からの通報)

(目的)

第1条 この要綱は、内部通報者の保護並びに通報があった法令違反等の行為に係る調査及び是正措置等に関し必要な事項を定めること等により、県の事務又は事業における事故及び不祥事を未然に防止し、もって県民から信頼される公正な組織体制の確立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「県職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 知事、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、公営企業管理者及び議会（以下「県の各機関」という。）に属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項第3号に規定する特別職の職員
- (2) 県の各機関を役務の提供先とする労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者
- (3) 県の各機関と請負契約その他の契約を締結している事業者が行う当該事業等に従事する労働者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者が行う県の施設の管理業務に従事する労働者
- (5) 他の団体から県の各機関へ派遣等されている職員
- (6) 通報の日前1年以内に、第1号から第5号までに掲げる者のいずれかであった者
- (7) 県の各機関と請負契約その他の契約を締結している事業者の役員
- (8) 地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者である事業者の役員

2 この要綱において「内部通報」とは、県職員等が、県が実施する事務又は事業に係る行為について、次の各号に掲げるいずれかの事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合に、当該行為について行う通報をいう。

- (1) 法令（条例、規則等を含む。）に違反する行為の事実
- (2) 県民等の生命、身体、財産その他の利益を害し、又はこれらに対して重大な影響を及ぼすおそれのある行為の事実
- (3) 公益に反し、又は公正な職務を損なうおそれのある行為の事実

3 この要綱において「内部通報等」とは、内部通報及びこれに関連する相談をいう。

4 この要綱において「内部通報等をした者を特定させる事項」とは、内部通報等をした者が誰であるか認識することができる事項をいう。

5 この要綱において「官製談合情報」とは、第2項第1号に規定する行為のうち、千葉県が行う請負その他の契約の締結に関し、職員が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項に規定する入札談合等関与行為に関与し、又は、第8条の規定に違反すると疑われる情報をいう。

(通報相談窓口等)

第3条 内部通報等に係る事務を処理するため、総務部及び教育庁に職員内部通報相談窓口（以下「通報相談窓口」という。）を設置する。

2 内部通報等に係る事務を適切に処理するため、当該事務を総括する内部通報対応責任者を置くこととし、総務部に設置した通報相談窓口にあつては総務部長を、教育庁に設置した通報相談窓

口にあつては企画管理部長をもって、これに充てる。

(外部調査員)

第4条 内部通報等に係る事務処理の適正を確保するため、内部通報外部調査員（以下「外部調査員」という。）を置く。

- 2 外部調査員は、内部通報等に係る職務について、公平で中立な立場で適切に遂行することができる者のうちから、知事が選任する。
- 3 外部調査員は、職務を遂行するに当たり、通報相談窓口に対して意見を述べ、又は助言をすることができる。

(内部通報等に係る事務に従事する者の責務等)

第5条 外部調査員及び通報相談窓口の職員その他内部通報等に係る事務に従事する職員（関与した者を含む。以下同じ。）は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 外部調査員及び通報相談窓口の職員その他内部通報等に係る事務に従事する職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 外部調査員及び通報相談窓口の職員その他内部通報等に係る事務に従事する職員は、職務上他の外部調査員及び通報相談窓口の職員その他内部通報等に係る事務に従事する職員に内部通報等の内容を共有する場合であっても、内部通報等をした者を特定させる事項については、必要な範囲を超えて共有してはならない。
- 4 外部調査員及び通報相談窓口の職員その他内部通報等に係る事務に従事する職員は、内部通報者を特定した上でなければ実効性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除き、当該内部通報者を特定しようとする行為を行ってはならない。
- 5 外部調査員及び通報相談窓口の職員その他内部通報等に係る事務に従事する職員は、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。
- 6 外部調査員及び通報相談窓口の職員その他内部通報等に係る事務に従事する職員は、内部通報等への対応に関する記録を作成し、適切な期間保管しなければならない。
- 7 通報相談窓口の職員その他内部通報等に係る事務に従事する職員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が内部通報等の対象となった行為に関係している場合には、当該内部通報等に係る事務に携わることができない。この場合において、当該職員は直属の上司にその旨を申し出なければならない。
- 8 知事及び教育委員会以外の県の各機関は、内部通報に関し、通報相談窓口との連絡及び事案の調査等を行う担当職員をあらかじめ定めておくものとする。

(公益通報対応業務従事者)

第6条 知事は、外部調査員及び通報相談窓口の職員その他内部通報等に係る事務に従事する職員であつて、内部通報等をした者を特定させる事項を伝達される者を、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者に指定する。

- 2 前項の指定は、書面により行う。

(内部通報先及び方法)

第7条 県職員等は、次の各号に掲げるものに対して内部通報等を行うことができる。ただし、自らの人事上の処遇、給与、勤務時間その他の勤務条件に係わる事項については行うことができない。

(1) 通報相談窓口（総務部に設置した通報相談窓口（教育委員会に関する内部通報等を除く。）及び教育庁に設置した通報相談窓口（教育委員会に関する内部通報等に限る。））

(2) 外部調査員

2 外部調査員に対する内部通報は、別記様式若しくは当該様式の記載事項を記載した書面（ファックス及び電子メールを含む。以下同じ。）、電話又は面談により行うものとする。

(内部通報者の責務)

第8条 内部通報等を行う者（以下「内部通報者等」という。）は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で内部通報等をしてはならない。

2 内部通報を行う者（以下「内部通報者」という。）は、客観的事実に基づき、誠実に内部通報を行わなければならない。

3 内部通報者は、当該内部通報に係る第10条第1項及び第3項の調査に協力しなければならない。

(内部通報の受理)

第9条 外部調査員及び通報相談窓口の職員は、内部通報を受けたときは、内部通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、内部通報者の氏名及び連絡先並びに内部通報の内容となる事実を把握するとともに、内部通報者に対する不利益な取扱いのないこと、内部通報者の秘密は保持されること及び個人情報は保護されることを内部通報者に説明するものとする。

なお、内部通報の内容が官製談合情報の場合は、当該官製談合情報に係る契約を所掌する部局の本庁の公正入札調査委員会の事務局に対して、内部通報者に関する情報を含めて情報を送付することを内部通報者に説明するものとする。

2 前項の規定は、内部通報に関連する相談を受けたときに準用する。ただし、内部通報に関連する相談者の氏名及び連絡先並びに内部通報の内容となる事実を把握することは要しない。

3 外部調査員又は通報相談窓口は、内部通報先及び方法が第7条に該当し、かつ、内部通報者の責務が第8条に該当する場合、内部通報を受理するものとする。

なお、匿名による内部通報にあつては、これらに加え、調査を行うにあたって必要な事実を把握できると認められる情報がある場合、受理するものとする。

また、官製談合情報を受け付けた場合は、外部調査員又は通報相談窓口において受理又は調査を行うことなく、当該官製談合情報に係る契約を所掌する部局の本庁の公正入札調査委員会の事務局に当該情報を送付するものとし、送付に当たっては、内部通報者に対して不利益な取扱いを行わないこと、並びに、内部通報者の秘密の保持及び個人情報の保護について留意することを説明するものとする。なお、通報相談窓口の職員は、官製談合情報を公正入札調査委員会に送付後、同委員会が行う審議及び調査に協力するものとする。

4 外部調査員又は通報相談窓口は、内部通報を受理したときはその旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を当該内部通報者に速やかに通知するものとする。

5 前項の規定による内部通報者への通知に当たっては、内部通報の受理から処理の終了までに見込まれる期間を示すよう努めるものとする。

6 外部調査員は、第4項の規定による通知をするに当たり、あらかじめ、通知する内容に関して通報相談窓口に照会することができる。この場合において、外部調査員は、受け付けた内部通報について、氏名等当該内部通報者が特定され、又は特定される可能性のある情報を秘匿して、行うものとする。ただし、内部通報者が秘匿することを要しない旨を申し出たときは、秘匿することを要しない。

7 通報相談窓口は、外部調査員又は自らが受け付けた内部通報に関し、第4項の規定により行う

通知の内容について、あらかじめ、当該内部通報に関係する県の各機関に協議することができる。

- 8 外部調査員は、受理した内部通報について、氏名等当該内部通報者が特定され、又は特定される可能性のある情報を秘匿して、通報相談窓口に報告するものとする。ただし、内部通報者が秘匿することを要しない旨を申し出たときは、秘匿することを要しない。
- 9 外部調査員は、前項の規定による報告に当たり、通報相談窓口に対して次条第1項及び第3項の調査の実施等について意見を述べ、又は助言をすることができる。
- 10 通報相談窓口は、受理した内部通報について、必要に応じ、外部調査員に報告し、次条第1項及び第3項の調査の実施等について意見及び助言を求めることができる。

(調査の実施)

第10条 通報相談窓口は、前条の規定により受理した、又は報告を受けた内部通報（知事及び教育委員会に関するものに限る。）について、前条第9項及び第10項の意見及び助言のもとに、自ら又は関係所属の協力を得て、関係者からの事情の聴取、報告の徴取、書類の閲覧、現地の確認その他の必要な調査を行うものとする。

- 2 通報相談窓口は、前条の規定により受理した、又は報告を受けた内部通報が、知事及び教育委員会以外の県の各機関に関するものであるときは、前条第9項及び第10項の意見及び助言を付して、当該県の各機関に送付するものとする。
- 3 前項の規定により内部通報の送付を受けた県の各機関は、前条第9項及び第10項の意見及び助言のもとに、関係者からの事情の聴取、報告の徴取、書類の閲覧、現地の確認その他の必要な調査を行うものとする。
- 4 第1項及び前項の規定により調査を行う者は、調査の実施に当たっては、内部通報者の秘密を守るとともに、個人情報保護のため、内部通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。
- 5 第1項及び第3項の規定による調査を受ける者は、当該調査に誠実に協力するとともに、調査の状況等を他に漏らしてはならない。
- 6 第1項及び第3項の規定による調査を受ける者は、当該内部通報者を特定しようとする行為を行ってはならない。

(調査を行う旨の通知等)

第11条 通報相談窓口は、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、前条第1項及び第3項の規定により調査を行うときはその旨及び着手の時期を、調査を要しないこととなったときはその旨及び理由を速やかに内部通報者に通知するものとする。ただし、当該内部通報を外部調査員が受理したものであるときは、外部調査員を介して通知するものとする。

- 2 前項の場合において、当該内部通報者が通知を望んでいないときその他やむを得ない理由がある場合は、通知を要しない。
- 3 外部調査員又は通報相談窓口は、第1項の調査を行う旨の通知をした事案については、当該調査の進捗状況を適宜内部通報者に通知するものとする。ただし、内部通報者が通知を望んでいないときその他やむを得ない理由がある場合は、通知を要しない。
- 4 前項の通知をするに当たっては、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に留意して行うものとする。

(調査結果の通知等)

第12条 第10条第2項の規定による内部通報の送付を受けた県の各機関は、同条第3項の規定による調査の結果を通報相談窓口へ報告しなければならない。

- 2 通報相談窓口は、第10条第1項及び第3項による調査の結果を知事又は教育長に報告するとともに、必要に応じ、外部調査員に報告するものとする。
- 3 外部調査員は、前項の調査結果の報告を受けたときは、必要に応じ、講ずべき措置等について、知事又は教育長に対し意見を述べ、又は助言をすることができる。
- 4 通報相談窓口は、調査の結果を内部通報者に通知するものとする。ただし、当該内部通報を外部調査員が受理したものであるときは、外部調査員を介して通知するものとする。
- 5 前項の場合において、当該内部通報者が通知を望んでいないときその他やむを得ない理由がある場合は、通知を要しない。
- 6 第4項の通知は、前条第4項の規定を準用する。

(是正措置等)

- 第13条 知事又は教育長は、前条第2項の規定による調査結果の報告（知事及び教育委員会に関するものに限る。）を受けたときは、同条第3項の意見及び助言を踏まえ、必要な是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講ずるものとする。
- 2 知事は、前条第2項の規定により受けた調査結果の報告が、知事及び教育委員会以外の県の各機関に関するものであるときは、当該県の各機関の長に対し、前条第3項の意見及び助言を踏まえて、必要な是正措置等を講ずるよう要請するものとする。
 - 3 前項の規定により要請を受けた県の各機関の長は、必要な是正措置等を講じ、その結果を知事に報告しなければならない。

(是正措置等の通知)

- 第14条 知事又は教育長は、前条第1項の規定により必要な是正措置等を講じたとき又は同条第3項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて外部調査員にその旨を報告するとともに、速やかに内部通報者に対しその旨を通知するものとする。ただし、当該内部通報を外部調査員が受理したものであるときは、外部調査員を介して通知するものとする。
- 2 前項の場合において、当該内部通報者が通知を望んでいないときその他やむを得ない理由がある場合は、通知を要しない。
 - 3 第1項の通知は、第11条第4項の規定を準用する。
 - 4 第1項の規定は、是正措置等を講ずる必要がなかった場合に準用する。この場合において、同項中「その旨」とあるのは、「その旨及びその理由」とする。

(是正措置等に対する外部調査員の意見及び助言)

- 第15条 外部調査員は、前条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により報告された是正措置等について、必要に応じ、知事又は教育長に意見を述べ、又は助言をすることができる。
- 2 知事又は教育長は、前項の規定による是正措置等に対する意見及び助言（知事及び教育委員会に関するものに限る。）を受けたときは、当該意見及び助言を踏まえ、当該是正措置等について、再検討するものとする。
 - 3 知事は、第1項の規定より受けた意見及び助言に係る是正措置等が、知事及び教育委員会以外の県の各機関に関するものであるときは、当該県の各機関の長に対し、当該意見及び助言を踏まえ、当該是正措置等について、再検討するよう要請するものとする。
 - 4 前2項の規定による再検討の結果に伴う措置及び通知については、前2条の規定を準用する。

(知事等からの独立性の確保)

第16条 通報相談窓口は、内部通報に係る業務において、知事、副知事、各部局長その他県の重要な業務執行の決定を行い又はその決定につき執行する者が関与していることが疑われる第2条第2項各号に掲げる行為の事実を把握したときは、これらの者からの独立性を確保するため、外部調査員の意見及び助言を受けるものとする。

(不利益な取扱い等の禁止)

第17条 県の各機関の任命権者及び県職員等は、内部通報者等に対し、内部通報等をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。

2 県の各機関の任命権者及び県職員等は、内部通報者等を特定しようとする行為を行ってはならない。

(不利益な取扱い等に関する申出)

第18条 内部通報者等は、内部通報等をしたことを理由として不利益な取扱いを受けたと料るときは、通報相談窓口又は外部調査員にその旨を申し出ることができる。ただし、地方公務員法に基づく処分は申し出ることができない。

2 内部通報者等は、外部調査員及び通報相談窓口の職員その他内部通報等に係る事務に従事する職員が、第5条第1項から第4項までの規定に違反したと料るときは、通報相談窓口又は外部調査員にその旨を申し出ることができる。

3 内部通報者等は、県の各機関の任命権者及び県職員等が、前条第2項の規定に違反したと料るときは、通報相談窓口又は外部調査員にその旨を申し出ることができる。

4 前3項の規定による外部調査員に対する申出は、書面、電話又は面談により行うものとする。

5 外部調査員は、第1項から第3項までの規定による申出を受けたとき又は当該各項の規定による申出の対象となる事実を把握したときは、その内容を通報相談窓口に報告するものとする。

6 外部調査員は、前項の規定による報告に当たり、通報窓口に対して第8項の調査の実施等について意見を述べ、又は助言をすることができる。

7 通報相談窓口は、第1項から第3項までの規定による申出を受けたとき又は当該各項の規定による申出の対象となる事実を把握したときは、必要に応じ、その内容を外部調査員に報告し、第8項の調査の実施等について意見及び助言を求めることができる。

8 通報相談窓口は、第1項から第3項までの規定により申出を受けたとき、当該各項の規定による申出の対象となる事実を把握したとき、又は第5項の規定により報告を受けたときは、前2項の意見及び助言のもとに、調査(県の各機関に要請して行う調査を含む。)を実施し、必要に応じ、調査の結果を外部調査員に報告するものとする。

9 外部調査員は、前項の調査結果の報告を受けたときは、講ずべき措置等について、知事又は教育長に対し意見を述べ、又は助言をすることができる。

10 知事又は教育長は、前項の規定による意見及び助言(知事及び教育委員会に関するものに限る。)を踏まえて、必要な是正措置等を講ずるものとする。

11 知事は、第1項から第3項までの規定による申出に係る事案又は当該各項の規定による申出の対象となる事実を把握した事案が知事及び教育委員会以外の県の各機関に関するものであるときは、当該県の各機関の長に、第9項による意見及び助言を踏まえて、必要な是正措置等を講ずるよう要請するものとする。

12 前項の規定により要請を受けた県の各機関の長は、必要な是正措置等を講じ、その結果を知事に報告しなければならない。

13 知事又は教育長は、必要な是正措置等を講じたとき又は前項の規定により報告を受けたとき

は、必要に応じて外部調査員にその旨を報告するとともに、速やかに内部通報者等に対しその旨を通知するものとする。ただし、当該申出を外部調査員が受けたものであるときは、外部調査員を介して通知するものとする。

1 4 前項の場合において、当該内部通報者等が通知を望んでいないときその他やむを得ない理由がある場合は、通知を要しない。

1 5 前2項の規定は、是正措置等を講ずる必要がなかった場合に準用する。この場合において、第13項中「その旨」とあるのは、「その旨及びその理由」とする。

(是正措置等の実効性の確認)

第19条 通報相談窓口は、是正措置等が講じられた後において、自ら又は県の各機関を通じ、講じた是正措置等が十分機能しているかどうかについて、必要に応じて適切な時期に確認するものとする。

2 通報相談窓口は、前項の確認の結果、新たな是正措置等を講ずる必要があると認めるときは、必要に応じ、当該事案を外部調査員に報告するものとする。

3 外部調査員は、前項の報告を受けたときは、新たな是正措置等について、知事又は教育長に必要な意見を述べ、又は助言をすることができる。

4 前項の新たな是正措置等については、内部通報者等への通知に係る部分を除き、前条第10項から第13項までの規定を準用する。

(知事への報告)

第20条 教育長は、教育委員会に係る内部通報について、内部通報を受理したとき若しくは内部通報に係る調査結果を取りまとめたとき、又は内部通報に係る是正措置等を講じたときは、その内容を知事に報告するものとする。

(関係事項の公表)

第21条 知事は、毎年度、通報相談窓口及び外部調査員に寄せられた内部通報に関する運用実績の概要等、内部通報に関して必要と認める事項を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、公表するものとする。

(教育・周知)

第22条 知事は、第2条第1項第1号に規定する県職員に対して、定期的に公益通報者保護法及び内部通報制度に関する教育及び周知を行うものとする。

2 知事は、外部調査員及び通報相談窓口の職員その他内部通報等に係る事務に従事する職員に対して、本要綱の適切な運用を確保するため、定期的に教育及び周知を行うこととし、内部通報等をした者を特定させる事項の取扱いについて、特に十分な教育及び周知を行うものとする。

(本要綱に基づく体制の整備、運用及び改善等)

第23条 知事は、内部通報対応体制の定期的な評価及び点検を実施し、必要に応じて内部通報対応体制の改善を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。